**第３　ガイドラインの策定のあり方について**

**（ガイドラインで取り扱う「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の検討）**

**１　「障がいを理由とした差別と思われる事例」の募集**

　府民の障がい理解の促進や障がいを理由とした差別の解消をさらに推進するためには、「何が差別に当たるのか」をわかりやすく示していくことが重要である。そのような取組みを進めていく検討の基礎とするため、府では「障がいを理由とした差別と思われる事例」を募集した。

（１）募集の概要

募集対象：府内にお住まいの方又は所在する団体

募集方法：障がい者団体から募集するとともに、ホームページによる一般公募

あわせて、府及び府内市町村における相談事例を照会。

募集期間：平成２５年１０月１６日～平成２５年１２月２４日

（２）募集結果

　　　　障がい者団体からの募集、ホームページによる一般公募、府及び府内市町村における相談事例の照会をあわせると、最終的に６９１件の事例が寄せられた。（主な事例の概要は参考資料３を参照）

応募通数　**：**障がい者団体及び一般から４００通の応募

府８課、府内の２８市町村から提出

事例の件数：６９１件

　　　　　　　　　　【分野別内訳】

（ア）商品・サービス：８９件

（イ）福祉サービス：１０２件

（ウ）公共交通機関、公共的施設・サービス等：９４件

（エ）住宅：２５件

（オ）情報・コミュニケーション：４９件

（カ）教育：６４件

（キ）医療：７５件

（ク）雇用：５６件

（ケ）その他：１３７件

**２　各分野の事例の検討における共通事項**

　ガイドラインで取り扱う「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の検討に当たっては、平成２６年３月に第１・２・３回の部会における議論をとりまとめた「これまでの議論の整理」に基づき、以下のとおり、整理した。

（１）検討対象とする分野

府民生活に深く関わる以下の８分野を検討対象とした。なお、８分野のうち、雇用分野は、国が策定する雇用分野の事業者向けの指針も踏まえ、今後、位置づけを整理することとした。

（ア）商品・サービス

（イ）福祉サービス

（ウ）公共交通機関、公共的施設・サービス等

（エ）住宅

（オ）情報・コミュニケーション

（カ）教育

（キ）医療

（ク）雇用

（２）事例の分類及び検討対象とする事例

大阪府による「障がいを理由とした差別と思われる事例」の募集で寄せられた事例を、障害者差別解消法、他自治体の条例等も踏まえて、（ア）不当な差別的取扱い、（イ）合理的配慮の不提供、（ウ）その他、の３つの類型に分類した。

このうち、障害者差別解消法に規定されている「障がいを理由とする差別」に当たる（ア）不当な差別的取扱い、（イ）合理的配慮の不提供について、設定した８分野ごとに、議論することとした。

それぞれの類型の内容は、次の（ア）から（ウ）のとおりである。

（ア）不当な差別的取扱い

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること。

また、不当な差別的取扱いに関する正当化事由は以下のとおり。

1. 正当な理由が存在する場合（客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないといえる場合）は、不当な差別的取扱いに該当しない。
2. 正当な理由かどうかの判断に当たっては、相手方の主観的な判断に委ねられるのではなく、相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見ても納得を得られるような客観性を備えたものでなければならない。

（イ）合理的配慮の不提供

障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。

また、合理的配慮の不提供に関する正当化事由は以下のとおり。

1. 配慮の実施を求められた側に、均衡を失した又は過度の負担が生じる場合は、合理的配慮の不提供に該当しない。

なお、過度な負担かどうかの判断に当たっては、経済的・財政的なコストの他に業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要がある。また、事業者の規模や配慮に当たって求められる専門性や技術水準、事業の本質的内容を変更するようなものでないかどうかも考慮する必要がある。

1. 障がい者等からの意思の表明がない場合、合理的配慮を実施する義務は生じない。ただし、意思表明がない場合にも、自主的に適切な配慮を行うことは、障害者差別解消法の趣旨に照らし望ましい。

（ウ）その他

不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に分類される以外のもの。例えば、私人の行為等、虐待等、制度やサービスのあり方の見直しが当てはまる。

1. 私人の行為等

障がい者への誹謗中傷、ネット上での書込み等事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論については、ガイドラインの検討の対象外とする。なお、こうした行為については、ガイドラインの検討とは別に、啓発を通じて対応する。

1. 虐待等

他に法制度のある虐待、いじめ、ＤＶについては、今後、障害者差別解消法に基づく、国の「基本方針」や「対応指針」等においてどのように位置づけられるかを踏まえて、ガイドラインにおける取扱いを検討する。

1. 制度やサービスのあり方の見直し

ガイドラインの検討とは別に、今後、国や関係機関等に対する働きかけ等によって対応する。

（３）検討の進め方

何が差別に当たるのかについての共通の物差しとなる「ガイドライン」の策定に向けて、分類した事例から、以下の３点について検討することとした。

（ア）ガイドラインで取り扱う「不当な差別的取扱い」の内容

「何が差別に当たるのか」「正当な理由があるとき」を一般論化して、ガイドラインに記載する。

＜論点＞

1. どのような事例が該当すると考えられるか（事例が適切に分類されているか）。
2. 正当な理由が存在する場合についてどのようなことが考えられるか、また、正当な理由をどのような要件、視点で判断するか。

（イ）ガイドラインで取り扱う「合理的配慮の不提供」の内容

合理的配慮は、配慮を必要とする障がい者の態様や状況等、また、配慮が求められた側の負担によって変わる個別性の非常に高いものであることを踏まえ、ガイドラインでは望ましい取組み例を取り上げる。

＜論点＞

1. 望ましい合理的配慮の事例としてどのようなものが考えられるか。

（ウ）ガイドラインの機能

相談、紛争の防止・解決の体制のあり方とあわせて、ガイドラインの機能について検討する。

＜論点＞

1. 府民や事業者に対して、広く啓発することを目的とするか。
2. 事業者への指導等に活用できるように、ガイドラインに規範性を持たせるべきか。

**３　商品・サービス分野**

　（１）不当な差別的取扱い

（ア）不当な差別的取扱いの一般論化

1. 障がいを理由として、商品の販売又はサービスの提供を拒否すること
2. 障がいを理由として、商品の販売又はサービスの提供を制限すること
3. 障がいを理由として、商品の販売又はサービスの提供に条件を付けること

　　　（イ）不当な差別的取扱いとなりうる事例

1. 旅行中、観光船にグループの人たちは乗れるのに、「あなた（視覚障がい者）は危ないので乗らないで」と言われ、乗船を断られる。
2. 盲導犬に理解がなく、飲食店で入店を拒否される。
3. 盲ろう者がジムの利用申込みに行くと、「聞こえる人の同伴が必要」と言われ、拒否される。
4. 散髪屋で、障がいの特性から、声を出したり、ハサミをいじって確認したりすることがある。店長から「今後は声を出さず、落ち着いて過ごせるなら来てください」と言われ、条件を付けられる。
	* 上記の事例は、事務局で作成したもので、あくまでも例示であり、これらに限定されたものではない。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられる。

（ウ）正当な理由と考えられる一般論化（例）

1. 障がい者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合
* サービスを受けている際に障がい者が体調を崩した場合
* 登山ツアー等体力を必要とするサービスの利用に当たって、支障がない旨の医師の診断書等の提出を求める場合
1. 障がいの特性から、他の人に提供されるサービスの質が著しく損なわれる恐れがあると認められる場合
* コンサート会場や映画館等静かにすることが必要な場所で、障がいの特性により大声をあげてしまい、他の利用者の受忍限度を超える場合
1. 商品又はサービスを提供する施設の構造上やむを得ないと認められる場合
* 車いすを利用したままの通行では、施設を損傷させてしまう可能性が高い場合
* 店舗内の通路の幅が狭く、車いすでは通行ができなかったので、障がい者の注文を受けて、従業員が代わりに商品を運び、売り渡す場合
1. その他の正当な理由がある場合
* 正当な理由かどうかの判断に当たっては、相手方の主観的な判断に委ねられるのではなく、相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見ても納得を得られるような客観性を備えたものでなければならない。

（２）合理的配慮の不提供

（ア）望ましい合理的配慮と考えられる事例（障がい者が必要とする社会的障壁の除去のための配慮や工夫の事例から）

1. コミュニケーション、案内、情報提供に関すること
* コミュニケーションボードを設置している。
* 入口ドアに「耳マーク」を貼付し「耳が不自由なお客様に配慮したコミュニケーションが行える」ことが、入店前に分かるようにしている。
* サービスカウンターに、聴覚障がいの方が使用されるハンドブックを配布している。

（イ）望ましい合理的配慮と考えられる対応例（障がいを理由とした差別と思われる事例の募集から）

1. 聴覚障がい者が問い合わせや申し込み等をできるように、電話だけでなく、ＦＡＸやメール等で対応する。
2. 商品の販売又はサービスの提供において、車いす利用者が提供を受けられるように、代替手段の提供（例：車いす利用者の注文を受けて、従業員が代わりに商品を運び、売り渡す）等の配慮をする。
3. 商品の販売又はサービスの提供において、障がい者が商品やサービスを選択できるように、筆談や文字情報等の代替手段を提供する。
	* 上記の事例は、事例募集で寄せられたものから引用・作成したもので、あくまでも例示であり、これらに限定されたものではない。

　また、実施を求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、均衡を失した又は過度の負担が求められる場合には、合理的配慮の不提供に該当しない。なお、過度な負担かどうかの判断に当たっては、経済的・財政的なコストの他に業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要がある。

（３）主な議論

（ア）検討に当たっては、不当な差別的取扱いになり得る代表的な事例を引用しているが、これら以外にもたくさんの事例がある。いろいろな場面をカバーできていないのではないか。また、視覚障がい者にとってはどうか、聴覚障がい者にとってはどうか、こういう場合に拒否すれば差別になるなどの整理をしていかなければ、代表的な事例をもとに一般論化すると、抜けていることがたくさん出てくる。

（イ）事業者がサービスの利用者として健常者を中心に想定する場合、障がい者も想定する場合、障がい者のみを想定する場合がある。ありとあらゆる場面で視覚障がい者が参加することを想定しなければならないというものではないが、視覚障がい者がサービスを利用したいときに、利用できるような状況にあるのにそれを拒否することは問題ではないか。

（ウ）正当な理由と考えられる一般論化（例）の「障がい者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合」については、より具体的な定義が必要ではないか。その理由として、事業者は安全確保を厳しく求められており、具体的な定義がなければ、慎重にならざるをえず、差別する意識はなくてもサービスの利用を断ることもある。また、安全確保を理由とする場合は、それが抽象的な危険でもよいのか、差し迫った危険がある場合に限られるのか、更に議論が必要ではないか。

（エ）正当な理由と考えられる一般論化（例）の「障がいの特性から、他の人に提供されるサービスの質が著しく損なわれる恐れがあると認められる場合」については、サービスには障がいのない人を中心に考えたサービスと、障がい者も対象にしたサービスがあり、社会全体で後者を広めていくことが求められるが、まだ事業者側がなかなか追いついていない状況の中では難しい問題。例えば、レストランのドレスコードのように、障がいのある人もない人も等しく求められるものでないと難しい。ただし、レストランのドレスコードは障がいを理由としたものではないが、等しく求めることについて、合理的配慮として調整、修正が必要かどうかが議論となってくるのではないか。

（オ）正当な理由と考えられる一般論化（例）の「商品又はサービスを提供する施設の構造上やむを得ないと認められる場合」については、安全面の確保が重要となるため、障がい者に対し、安全を確保しながら障がいのない人と同じ質のサービスを提供できない場合には、事業者として現状ではお断りせざるを得ないこともある。一方で、障がいのない人と同じ質のサービスを提供できないからという理由は、施設の構造上の問題とは別に、その他正当な理由になりうるのかどうかが問題となってくるのではないか。

（カ）他の客の利用が減る、売上が減るということが正当な理由となるかどうかについては、サービスの内容によって変わってくるものであるが、いずれにせよ、他の客の理解が重要であり、事業者側は理解を求める努力はするものの、難しい。

（キ）誰がどういう障がいを持っているかわからないという状況の中で、すべての方々に不自由なくサービスを提供することは難しいと事業者は感じているのでないか。また、例えば、聴覚障がい者でも手話がいい人、筆談がいい人、要約筆記がいい人、それぞれ違うように、合理的配慮は、障がい者からの個別の求めに応じて提供することになる。

（ク）車いすの人が２階の店に入れないという事例について、エレベーターの設置には高額な費用がかかるため、他の代替手段があるかということが問題になるが、その代替手段が安全に確保できるものであればよいが、例えば、車いすごと階段を上げる行為は危険を伴うかどうか判断が難しい。

（ケ）事業者が筆談でのやり取りや事務所に使用している同じ仕様の部屋を案内するといったように代替手段を提供しているので、障がい者に理解してもらえないか。

（コ）ガイドラインの機能が広く啓発するものならば、望ましい合理的配慮の事例を伝えることは重要。一方、すべての事業者にここまでの取組みを求めるといった規範性を持たせる場合、対応できない事業者は多くなる可能性がある。

（サ）望ましい合理的配慮について、噛み砕いた表現にするならば、規範性を持たせることも可能ではないか。望ましいというレベルではなく、過度な負担でなければこういうことはしなくてはならないということが明示されてもよい。

**４　福祉サービス分野**

（１）不当な差別的取扱い

（ア）不当な差別的取扱いの一般論化

1. 障がいを理由として、福祉サービスの提供を拒否すること
2. 障がいを理由として、福祉サービスの提供を制限すること
3. 障がいを理由として、福祉サービスの提供に条件を付けること
4. 障がいを理由として、本人の意に反して、福祉サービスの提供を行うこと

　　　（イ）不当な差別的取扱いとなりうる事例

1. ろうの子どもを保育園に入れたいと申請すると、「責任を持てないから無理だ」と言われ、拒否される。
2. 居宅支援事業所にホームヘルパーを依頼する際、発達障がいであることを伝えると、「今いっぱいです」と言われ、断られる。
3. 保育所で、加配の先生がいたが、危険と言われ、校外学習への参加を断られる。
4. 施設に入所しているが、施設側と保証人の息子に自宅に帰ることを反対される。
	* 上記の事例は、事務局で作成したもので、あくまでも例示であり、これらに限定されたものではない。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられる。

（ウ）正当な理由と考えられる一般論化（例）

1. 障がい者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合
* 福祉サービスを受けている際に障がい者が体調を崩した場合
1. 法令その他で特別の定めがある場合
* 当該事業所の現員からは利用申込みに応じきれない場合等「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準について」において示されている提供を拒むことのできる正当な理由がある場合
* 正当な理由かどうかの判断に当たっては、相手方の主観的な判断に委ねられるのではなく、相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見ても納得を得られるような客観性を備えたものでなければならない。

（２）合理的配慮の不提供

（ア）望ましい合理的配慮と考えられる事例（障がい者が必要とする社会的障壁の除去のための配慮や工夫の事例から）

1. コミュニケーション、案内、情報提供に関すること
* 契約書等書類や掲示物にルビ打ちをしている。
* 利用者の障がい特性に合わせ作業工程をマニュアル化している。
* 写真・イラストの使用により視覚的に分かりやすくしている。

1. その他
	* クールダウンする場所、パニックや精神的に不安定になった場合でもリラックスできるよう静かな部屋（スヌーズレンルーム）、休憩室等を用意している。
	* 事業所内の物の配置をなるべく変えないようにしている。
	* 上記の事例は、事例募集で寄せられたものから引用・作成したもので、あくまでも例示であり、これらに限定されたものではない。

　また、実施を求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、均衡を失した又は過度の負担が求められる場合には、合理的配慮の不提供に該当しない。なお、過度な負担かどうかの判断に当たっては、経済的・財政的なコストの他に業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要がある。

（３）主な議論

（ア）福祉サービスの場合、サービス事業者にはリスクに対応する専門性が求められることから、線引きは難しいものの、抽象的に事故が心配だから、危険があるからということだけで利用を拒否することは適当ではない、商品・サービスの分野の安全確保と福祉サービスの安全確保は、スタンダードが違ってくるのではないか。

（イ）障がい福祉サービスを提供するに当たっては、国から基準が示されている。事業者が障がいの特性に応じて適切なサービスの提供ができていないとなれば、障害者総合支援法に則って、適切な指導、監督を行う仕組みとなっている。

（ウ）福祉サービスにおける配慮は、行政側の指導が入るべき事例が多いのではないか。

（エ）障がい種別によってそれぞれ異なるので、それぞれの立場から、合理的配慮に該当するものもあれば、しないものもある。

（オ）行政の窓口における障がい者や家族に対する説明等の対応について、障害者差別解消法の制定をきっかけに改めて考え、事例を活用した意識改革をしていく必要があるのではないか。

**５　公共交通機関、公共的施設・サービス等分野**

（１）不当な差別的取扱い

（ア）不当な差別的取扱いの一般論化

1. 障がいを理由として、公共交通機関の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること
2. 障がいを理由として、公共的施設の利用を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること
3. 障がいを理由として、公共サービスの提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること

　　　（イ）不当な差別的取扱いとなりうる事例

1. タクシー乗り場で順番を待っていたところ、順番が来てタクシーのドアが開いて乗ろうとしたら、車椅子だからと乗車拒否される。
2. 知的障がい者が、バスの運転手に「乗らないで」と言われ、乗車を拒否される。
3. 聴覚障がい者の親子が遊戯施設に行ったところ、「聞こえない」ことを理由にアトラクションの乗車を拒否される。
4. 視覚障がい者がテーマパークで小学生の子どもとアトラクションを利用しようとしたところ、中学生以上の介護者と一緒でなければ利用できないと断られる。
	* 上記の事例は、事務局で作成したもので、あくまでも例示であり、これらに限定されたものではない。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられる。

（ウ）正当な理由と考えられる一般論化（例）

1. 障がい者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合
* 病状、体調が急に変化する恐れがあるため、支障がない旨の医師の診断書の提出を求める場合
1. 公共交通機関・公共的施設の構造上やむを得ないと認められる場合
* 車いすで中に入ると、車両や施設等を損傷させてしまう可能性が高い場合
1. 障がいの特性から、他の人に提供されるサービスの質が著しく損なわれる恐れがあると認められる場合
* 衛生上の理由から、プール内での水着以外（例：オムツ）の着用を禁止している場合
1. その他の正当な理由がある場合
* 正当な理由かどうかの判断に当たっては、相手方の主観的な判断に委ねられるのではなく、相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見ても納得を得られるような客観性を備えたものでなければならない。

（２）合理的配慮の不提供

（ア）望ましい合理的配慮と考えられる事例（障がい者が必要とする社会的障壁の除去のための配慮や工夫の事例から）

1. コミュニケーション、案内、情報提供に関すること
* 「サービス介助士」資格者が、介助が必要な方に対する付き添い案内をしている。
* 「サポートシール」を用意し、このシールを胸など目立つところに貼っている方には、スタッフが積極的に声をかけることにしている。
* 駅に点字案内板や触知図を設置している。施設の案内の説明を点字表示している。パーク内の施設の位置を示す触知図を設置している。
* 案内サインを大型化するとともに、ピクトサイン（視覚記号）で分かりやすく表示している。また色覚障がい者に配慮した色の組み合わせにしている。

（イ）望ましい合理的配慮と考えられる対応例（障がいを理由とした差別と思われる事例の募集から）

1. 公共交通機関で、障がいの特性に応じて、行き先等の案内や乗降の支援等に配慮する。
2. 公共的施設で、障がいの特性に応じて、字幕で説明する等の配慮をする。
3. 公共サービスで、障がいの特性に応じて、電話だけでなく、ＦＡＸやメール等で対応する。
	* 上記の事例は、事例募集で寄せられたものから引用・作成したもので、あくまでも例示であり、これらに限定されたものではない。

　また、実施を求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、均衡を失した又は過度の負担が求められる場合には、合理的配慮の不提供に該当しない。なお、過度な負担かどうかの判断に当たっては、経済的・財政的なコストの他に業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要がある。

（３）主な議論

（ア）「電話で本人確認ができない」ことを理由に、サービス提供を断られる事例について、なぜ声でなければ本人と確認できないのかを考えるべきではないか。事業者がサービスの提供を拒否する場合には、合理的、科学的な根拠が必要ではないか。

（イ）車いす使用者がタクシーの乗車を拒否されたという事例については、車いすがトランクに載せられるかどうかや、車いすから車内への乗り移りに当たっての介助の必要性が明らかでなければ、不当な差別的取扱いにあたるかどうか判断しにくい。ただし、乗車を拒否しようとする場合、運転手は理由を説明する必要がある。理由が明らかでないままの利用拒否は不当な差別的取扱いに該当すると考える。

（ウ）視覚障がい者がバスに乗るときに誘導がないという事例について、乗車口には運転手と会話出来るインターホンがあるので、それにより誘導の希望を伝えられるのではないか。また、乗車予定のバスを事前に連絡しておくことで一定の対応が可能となるのではないか。

**６　住宅分野**

（１）不当な差別的取扱い

（ア）不当な差別的取扱いの一般論化

1. 障がいを理由として、住宅の賃貸等を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること

　　　（イ）不当な差別的取扱いとなりうる事例

1. 障がい者が母親と2人暮らししていたところ、母親がなくなり、単身生活になる。それに伴い、管理会社より障がい者が一人で住むことは困るから出て行ってほしいと言われる。
2. グループホームとして、住宅を借りようとしたが、精神の病気とわかると契約時に大家さんに断られる。
3. 視覚障がい者が、火の用心のためという理由でアパートへの入居を断られる。
4. 精神疾患を理由に、入居のための審査（本人に大声をあげる又は壁をなぐる行為をした事があるか等の質疑応答）をされたり、保証人の数を増やされたりする。
	* 上記の事例は、事務局で作成したもので、あくまでも例示であり、これらに限定されたものではない。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられる。

（ウ）正当な理由と考えられる一般論化（例）

1. 建物の構造上やむを得ないと認められる場合
* アパートの物理的な構造上、車椅子では中に入ることができない場合（ただし、退去時の原状回復の誓約を前提に建物の改修を認める等の合理的配慮の提供ができないか十分に検討する必要がある）
1. その他の正当な理由がある場合
* 成年後見制度の利用を入居の条件として求める場合
* 正当な理由かどうかの判断に当たっては、相手方の主観的な判断に委ねられるのではなく、相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見ても納得を得られるような客観性を備えたものでなければならない。

（２）合理的配慮の不提供

（ア）望ましい合理的配慮と考えられる対応例（障がいを理由とした差別と思われる事例の募集から）

1. 障がいの特性に応じて、コミュニケーションに配慮し、緊急時の連絡をＦＡＸで行うことで契約を可能にする。
2. 契約締結や退去時等の説明に当たり、ゆっくりと丁寧に話す、信頼できる第三者の立会を承諾する等障がいの特性に応じて説明の方法に配慮する。
	* 上記の事例は、事例募集で寄せられたものから引用・作成したもので、あくまでも例示であり、これらに限定されたものではない。

また、実施を求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、均衡を失した又は過度の負担が求められる場合には、合理的配慮の不提供に該当しない。なお、過度な負担かどうかの判断に当たっては、経済的・財政的なコストの他に業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要がある。

（３）主な議論

（ア）府では、宅地建物取引業法に基づき、家主や管理会社は対象外となるが、宅地建物取引業者の指導監督や入居差別等人権問題の解消に向けた取組みを行っている。

（イ）視覚障がい者に対して、火の用心を理由に入居拒否をした事例について、障がいがない人でも火事は起こしうるものであり、例えば、障がい者の方が障がいのない人よりも火事を起すことが統計的に立証できない限り、正当な理由にはならないのではないか。

（ウ）知的障がい者について、入浴や掃除の生活音等でも、隣人との関係がうまくいかず、悩む声をよく聞く。本人や支援者も努力しているが、誤解されてしまうのか。

（エ）あまりにも精神障がい者が入居を断られたという事例がたくさんあり、悲しい。家主から精神障がい者の含んだ家族だと言われていなかったので退去させられたというような事例は、許されていいのか。

（オ）入居を拒否するいろいろな理由が述べられているが、理由は後からつけているのであって、最初から障がい者を入居させたくないと思っているのではないか。障がい者が、この社会で一緒に生活しているということを、広く啓発を進めない限り、入居拒否のような問題を解決することは難しい。

**７　情報・コミュニケーション分野**

（１）不当な差別的取扱い

（ア）不当な差別的取扱いの一般論化

1. 障がいを理由として、情報の提供を拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること
2. 障がいを理由として、情報を受けることを拒み、若しくは制限し、又はこれらに条件を付けること

　　　（イ）不当な差別的取扱いとなりうる事例

1. 視覚障がい者に対し、説明会等でヘルパーの同席を認めない。
2. 聴覚障がい者に対し、面倒だからと筆談に応じない。
	* 上記の事例は、事務局で作成したもので、あくまでも例示であり、これらに限定されたものではない。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられる。

（ウ）正当な理由と考えられる一般論化（例）

1. 他の者の権利利益を侵害する恐れがあると認められる場合
* 障がい者の求める情報の内容に個人のプライバシーを侵害するような個人情報が含まれている場合
1. 障がい者の表示しようとする意思を確認することに著しい支障がある場合
* 聴覚障がい者は手話によるコミュニケーションを求めたが、手話を理解することができないため、筆談など他の方法とするように求めた場合（ただし、合理的配慮の提供ができないか十分に検討する必要がある）
1. その他の正当な理由がある場合
* 正当な理由かどうかの判断に当たっては、相手方の主観的な判断に委ねられるのではなく、相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見ても納得を得られるような客観性を備えたものでなければならない。

（２）合理的配慮の不提供

（ア）望ましい合理的配慮と考えられる対応例（障がいを理由とした差別と思われる事例の募集から）

1. 講座等において、手話や文字情報等障がい者が理解できる情報・コミュニケーション方法を用いて情報を提供する。
2. トラブルや災害発生時等において、手話や文字情報等障がい者が理解できる情報・コミュニケーション方法を用いて意思疎通をする。
3. 障がいの特性を踏まえ、指示語を使わずに説明する等講習の進行方法に配慮する。
	* 上記の事例は、事例募集で寄せられたものから引用・作成したもので、あくまでも例示であり、これらに限定されたものではない。

　また、実施を求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、均衡を失した又は過度の負担が求められる場合には、合理的配慮の不提供に該当しない。なお、過度な負担かどうかの判断に当たっては、経済的・財政的なコストの他に業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要がある。

（３）主な議論

（ア）説明会でヘルパーの同席を認められなかった事例について、説明会の内容によっては、第三者の同席が難しい場合もある。

（イ）ハードや仕組みで解決できることは、費用の問題とハードルの高さの問題があり、例えば、手話通訳者の派遣や点字作成に関して、福祉関係者が認識しているよりも、民間事業者にとっては高額であったり、非常に時間がかかるケースがある。

（ウ）ユニバーサルな社会をめざしていくには、よりハードルの低い手段や代替手段を民間事業者が提供できるような体制を行政としても整備することで、サービスを普及させていくことが必要ではないか。

**８　教育分野**

（１）不当な差別的取扱い

（ア）不当な差別的取扱いの一般論化

1. 障がいを理由として、教育（教育上必要な指導又は支援を含む）の提供を拒否すること
2. 障がいを理由として、教育（教育上必要な指導又は支援を含む）の提供を制限すること
3. 障がいを理由として、教育（教育上必要な指導又は支援を含む）の提供に条件を付けること
4. 障がいを理由として、本人や保護者の意に反して、入学する学校を決定すること。

　　　（イ）不当な差別的取扱いとなりうる事例

1. 医療的ケアの必要な子どもが、入学・入園を拒否される。
2. 授業のうち、体育や調理実習への参加を拒否される。
3. 林間学習や授業で親の付き添いを求められる。
	* 上記の事例は、事務局で作成したもので、あくまでも例示であり、これらに限定されたものではない。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられる。

（ウ）正当な理由と考えられる一般論化（例）

1. 障がいのある児童生徒の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合
* 学校登山への参加について、医師の意見も聞いた上で、登山は困難と判断した場合
1. 入学する学校を決定する際に、本人や保護者が意見聴取や説明を聞くことを拒否した場合
* 本人や保護者が意見聴取や説明を聞くことを拒否し、その意向が十分に把握できないままに、やむを得ず学校を決定した場合（ただし、保護者が日中は仕事で対応できない場合は夜間に話し合いの機会を設ける等合理的配慮の提供ができないか十分に検討する必要がある）
1. その他の正当な理由がある場合
* 正当な理由かどうかの判断に当たっては、相手方の主観的な判断に委ねられるのではなく、相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見ても納得を得られるような客観性を備えたものでなければならない。

（２）合理的配慮の不提供

（ア）望ましい合理的配慮と考えられる事例（障がい者が必要とする社会的障壁の除去のための配慮や工夫の事例から）

1. 授業に関すること
* 聴覚障がいのある学生に対し、授業では常に板書を行うとともに、教員が出来るだけ大きく口を開いて話し、その動きでできるだけ理解できるよう工夫している。
* 色覚特性の子どもが見やすいように、板書するチョークの色を配慮している。
* 子どもが口元を読み取れるように説明の際は必ず子どもの方を向くようにしている。
* 板書のキーワードは、見やすいようにカードを作成して説明している。
* 適宜ジェスチャーを交えて、簡潔にゆっくり話すようにしている。
1. 試験に関すること
* 拡大文字の問題、拡大解答用紙の用意をしている。
* 明るい席を指定する。照明器具を用意する。持参する私用の拡大鏡、補聴器、松葉杖等に対応する。
* 個別の障がいの特性に応じて評価するようにしている。
1. 相談や学生生活の支援に関すること
* 緊急時対応のための連絡カードを用意している。
* 発達障がいのある学生に対しては、配慮事項について個別相談し、授業担当及び指導教員との連絡・連携などを行っている。
1. その他
* 車いすを使う子どもがいたら、クラスのみんなが試乗して配慮すべき点を見つけるようにしている。
* 学校や通学路の危険個所を関係者とともに確認し、安全確保を図っている。
* 遠足のコースをビデオで記録し、配慮すべき点を事前に検討するようにしている。
* 運動会や卒業式等各行事での子どもの位置付けを全員で確認し、ルールや参加のための配慮について検討するようにしている。

（イ）望ましい合理的配慮と考えられる対応例（障がいを理由とした差別と思われる事例の募集から）

1. 発達障がい等障がいの特性に応じて、授業の工夫や支援を行う等の配慮をする。
	* 上記の事例は、事例募集で寄せられたものから引用・作成したもので、あくまでも例示であり、これらに限定されたものではない。

　また、実施を求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、均衡を失した又は過度の負担が求められる場合には、合理的配慮の不提供に該当しない。なお、過度な負担かどうかの判断に当たっては、経済的・財政的なコストの他に業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要がある。

（３）主な議論

（ア）雇用分野と同様に、教育分野は継続的な人間関係がベースにあるため、当事者同士の誤解や行き違いから生まれる不適切な人間関係が、差別の問題にもつながっていくと思われる。

（イ）他の分野と比べると、当事者間の関係性が密なところで起こっており、一つの事例を取り上げてどうかと判断するのではなく、長い関係の中で、同じようなことが積り重なった上での障がい者の受け止め方ということを考慮する必要があるのではないか。

（ウ）相談、紛争の防止・解決の体制整備に関しては、教員の間でも障がい理解に差があるため、学校現場だけですべてを解決できるわけではない一方、学校現場では、教員と同等かそれ以上に仲間の存在が大切であり、仲間のいる集団を育てることが必要という点を考えると、第三者的な立場による解決にはなじまない事案も多い。

（エ）障がい者にとって、学校は最初の集団生活の場であり、「共に学び、共に育つ」という考え方で教育や指導がきちんと行われるべきではないか。その際、保護者の努力とあわせて、教師の質も課題であり、説明責任がきちんと果たされた上で教育、指導がなされないと、誤解が保護者と教師の間で生じ、それが問題となっていくものと見受けられる。

（オ）府における個別の教育支援計画の現状を踏まえて、個別の教育支援計画に位置づけられている特別な指導、支援は「教育」そのものと位置付け、それ以外の個別の配慮については、「合理的配慮の不提供に該当するかどうか」という整理も考えられるのではないか。

（カ）教育については、学校として受け入れた以上、授業の仕方を工夫したり、評価方法を工夫することは、やはり「教育」そのものであって合理的配慮ではない。一方で、教育現場で「ここまでしなさい」ということをガイドラインではっきり示すことはなかなか難しく、個別の判断の積み重ねの中で考えていくこととなるのではないか。

（キ）望ましい合理的配慮の事例では、高校や大学での事例が多いので、小中学校のものをもっと入れていくべきではないか。

（ク）聴覚障がい者について、授業を受けるときはいろいろなサポートがあるが、友達と一緒に遊ぶときにはサポートがないので、交流の機会が乏しいまま社会に出ると、うまくいかない場合がでてくる。小中学校の集団生活の中でそういうことを学んでいく必要があるといった点も取り入れてほしい。

（ケ）身体障がいのために、体育成績を１にされた事例について、障がいのある者に障がいのない者と一緒のことをさせようとすることに大きな問題があり、障がいのある者に応じた体育の内容を考える必要があるとの意見や評価の手法の問題としても、評価する側とされる側のコミュニケーションが成り立っていれば、このような状況にならなかったのではないか。

**９　医療分野**

（１）不当な差別的取扱い

（ア）不当な差別的取扱いの一般論化

1. 障がいを理由として、医療の提供を拒否すること
2. 障がいを理由として、医療の提供を制限すること
3. 障がいを理由として、医療の提供に条件を付けること
4. 障がいを理由として、本人の意に反して、医療を強制すること

　　　（イ）不当な差別的取扱いとなりうる事例

1. ベッドの上に一人で乗ることができないため、診察を断られる。
2. 知的障がい者が暴れたり、泣いたり、大声を出したりするため、次回以降の診療を断られる。
3. 車いすで病院に行くと、障がいがあることや土足禁止を理由に診療を拒否される。
4. 視覚障がい者が病院に行く際に付き添いを求められる。
5. 聴覚障がい者が産院側の都合で予定日より早い日程で計画分娩を一方的に勧められる。
	* 上記の事例は、事務局で作成したもので、あくまでも例示であり、これらに限定されたものではない。また、客観的に見て、正当な理由が存在する場合は、不当な差別的取扱いに該当しないものがあると考えられる。

（ウ）正当な理由と考えられる一般論化（例）

1. 障がい者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合
* 患者がパニックを起こしてしまい、診療を継続すると口腔内を傷つけてしまう場合（ただし、患者がパニックを起こさないように合理的配慮の提供ができないか十分に検討する必要がある）
1. 医師法第１９条、歯科医師法第１９条（応召義務）の正当な事由に該当する場合
* 医師の病気により診療が不可能な場合
1. 法令その他で特別の定めがある場合
* 精神保健福祉法第２９条の都道府県知事による措置入院
1. その他の正当な理由がある場合
* 災害時等多数の傷病者が発生した際に、人命救助のため救急医療の提供が最優先される場合
* 正当な理由かどうかの判断に当たっては、相手方の主観的な判断に委ねられるのではなく、相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見ても納得を得られるような客観性を備えたものでなければならない。

（２）合理的配慮の不提供

（ア）望ましい合理的配慮と考えられる事例（障がい者が必要とする社会的障壁の除去のための配慮や工夫の事例から）

1. コミュニケーション、案内、情報提供に関すること
* 筆談による受付や診察を行っている。
* 受付では、ゆっくりと大きな声で話すように心がけている。
* マスクを外して口の動きを読めるよう対応するとともに、説明文書を配布している。
* 院内放送での重要な情報は、電光表示や文字表示等でも知らせている。
1. その他
* 気配りヘルパー、病院ボランティア等による必要部署への誘導を行っている。
* バリアフリー化に努めているが、建物が古く完全ではない。段差のある箇所については、職員が介助を行っている。
* 肢体不自由の障がい者、視覚障がい者には検診ルートに職員が付き添って誘導している。

（イ）望ましい合理的配慮と考えられる対応例（（障がいを理由とした差別と思われる事例の募集から））

1. 聴覚障がい者が診察の予約ができるように、メールやＦＡＸで予約を受け付ける。
2. ゆっくりと話を聞く等障がいの特性に応じて、診察時の情報・コミュニケーションのやり取りに配慮する。
3. 介護者ではなく、患者である障がい者本人に対して話をする。
4. 知的障がい者が不安で落ち着かない等の特性がある場合は、事前に説明をしっかりと行う等特性に応じて対応する。
	* 上記の事例は、事例募集で寄せられたものから引用・作成したもので、あくまでも例示であり、これらに限定されたものではない。

　また、実施を求められた側に無制限の負担を求めるものではなく、均衡を失した又は過度の負担が求められる場合には、合理的配慮の不提供に該当しない。なお、過度な負担かどうかの判断に当たっては、経済的・財政的なコストの他に業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要がある。

（３）主な議論

（ア）医療提供者は、基本的な姿勢として、患者に障がいがあるかないかはほとんど関係なく、必要な医療を行っている。

（イ）患者への説明に関しては、日本医師会の倫理綱領に「医師は、医療内容についてよく説明し、信頼を得るように努める」とされており、医師の倫理向上は図られているものの、実際には様々な障がいがあるので、その特性に応じた配慮について不十分な部分は否めない。

（ウ）大規模な病院や専門医療を中心とする病院では、なかなか配慮が行き届いていない可能性がある。医療提供者による不愉快な言動は少なくなってきているものの、設備的なことに関しては、できることに限界があるのではないか。

（エ）不当な差別的取扱いの一般論化の「本人の意に反して、医療を強制すること」について、障がいの有無に関係なく、生命が危険に脅かされるような場合、命を救うことを中心に考えた結果、特に外科的な処置に関して、本人の意思に関わらず医療を強制することはありうる。

（オ）正当な理由と考えられる一般論化（例）の「障がい者の生命又は身体の保護のためやむを得ないと認められる場合」に、患者がパニックを起こしたときが挙げられていることについて、発達障がい、知的障がいのある人は、先の見通しがつかない場合にパニックを起こすことがあるので、この例を基にして、発達障がいの人はみんな拒否してもいいのと受け止められかねない。大切なのはパニックを起こさないよう診療において配慮することであり、不安を解消するため、例えば、「医療サポート絵カード」を使用するということも、ガイドラインとあわせて情報提供してほしい。

（カ）聴覚障がい者の事例が多く挙げられているが、聴覚障がい者すべてが手話通訳を必要としているのではなく、手話がわからない人に筆談が必要など、聴覚障がい者に、その人にあったコミュニケーションの手法がいろいろあることを示してほしい。

**１０　雇用分野**

　雇用分野は、障害者差別解消法において、労働者と事業者とは雇用契約における継続的な関係にあること等を踏まえ、相談や紛争解決の仕組みを含め、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下、「障害者雇用促進法」という。）に定めるところによるとされている。

　改正障害者雇用促進法では、障がい者に対する差別の禁止と合理的配慮の提供義務が、募集・採用時と採用後に場面を分けて規定されているとともに、紛争調整委員会による調停等苦情処理・紛争処理解決援助についても定められている。

　国においては、今後、指針策定が進められることになるが、議論の基になる「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会報告書」を見ると、差別禁止・合理的配慮の基本的な考え方や合理的配慮の手続等が具体的に記載されている。

　差別解消部会における検討では、雇用に関する相談はあるが、労使間はかなり専門的な関係であるため、他機関へ紹介しているのが実態である、改正障害者雇用促進法に基づくスキームで対応するのがわかりやすいといった意見があった。

　これらのことから、雇用分野については、当初、国が策定する雇用分野の指針も踏まえ、位置づけを整理するとしていたところであるが、府が策定するガイドラインや紛争解決の体制の対象とはせず、改正障害者雇用促進法での対応に委ねることが適当であると考えられる。

**１１　小括**

ガイドラインで取り扱う「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」の検討結果を踏まえて、今後のガイドライン策定に当たっては、以下のように考えられる。

　（１）策定に当たっての基本的な考え方

（ア）障がい当事者とともに、広く関係事業者等の意見も聞いて、できるだけわかりやすいガイドラインを作成し、府民や事業者に理解してもらえるように周知していく。

（イ）当面は大きな枠組みを作り、今後、相談事業における解釈事例を積み上げて、より細かな個別事例にも対応できるガイドラインにする。

（ウ）不当な差別的取扱いに関して、正当な理由があるかどうかは、利用するサービスの内容と障がい者側の状況等をあわせて考える必要があるため、ガイドラインは柔軟な運用が可能なものとする。

（２）記載に当たっての基本的な考え方

（ア）すべての事象を網羅的に記載することは困難であることから、不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の一般論化を記載して、基本的な考え方をまず示すこととする。

（イ）不当な差別的取扱いについては、正当な理由となりうる一般論化を含めて、府民生活に係る分野ごとにその内容を掲げ、府民がより具体的にイメージできるような内容にする。

（ウ）合理的配慮の不提供については、分野ごとに望ましい合理的配慮の事例を記載する。あわせて、ガイドラインに規範的な機能を持たせるためには、合理的配慮の定義や内容を記載する。

（エ）すべての事例の記載に当たっては、記載された事例がすべてである（例えば、不当な差別的取扱いとなりうる事例に記載されていないものは差別ではない）といった誤解を生まないように留意する。

（オ）望ましい合理的配慮と考えられる事例については、「改正障害者雇用促進法に基づく差別禁止・合理的配慮の提供の指針の在り方に関する研究会」報告書のように、障がいの特性ごとに記載することも有効である。

　（３）不当な差別的取扱いと合理的配慮の不提供の内容

　　　（ア）不当な差別的取扱いの一般論化

障がいを理由として、正当な理由なく、サービスの提供を拒否したり、制限したり、条件を付けたりすること。

ただし、正当な理由が存在する場合（客観的に見て、正当な目的の下に行われたものであり、かつ、その目的に照らして当該取扱いがやむを得ないといえる場合）は、不当な差別的取扱いに該当しない。

なお、正当な理由かどうかの判断に当たっては、相手方の主観的な判断に委ねられるのではなく、相手方の主張が客観的な事実によって裏付けられるもので、それが第三者の立場から見ても納得を得られるような客観性を備えたものでなければならない。

（イ）合理的配慮の不提供の一般論化

障がい者から何らかの配慮を求める意思の表明があった場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要で合理的な配慮を行わないことで、障がい者の権利利益を侵害すること。

ただし、配慮の実施を求められた側に、均衡を失した又は過度の負担が生じる場合は、合理的配慮の不提供に該当しない。

なお、過度な負担かどうかの判断に当たっては、経済的・財政的なコストの他に業務遂行に及ぼす影響等を考慮する必要がある。また、事業者の規模や配慮に当たって求められる専門性や技術水準、事業の本質的内容を変更するようなものでないかどうかも考慮する必要がある。

また、障がい者等からの意思の表明がない場合、合理的配慮を実施する義務は生じない。ただし、意思表明がない場合にも、自主的に適切な配慮を行うことは、障害者差別解消法の趣旨に照らし望ましい。

* + 不当な差別的取扱い、合理的配慮の不提供に分類される以外のもの

例えば、私人の行為等、虐待等、制度やサービスのあり方の見直しが当てはまる。

1. 私人の行為等

障がい者への誹謗中傷、ネット上での書込み等事業者でない一般私人の行為や個人の思想、言論については、ガイドラインの対象外とする。なお、こうした行為については、ガイドラインとは別に、啓発を通じて対応する。

1. 虐待等

他に法制度のある虐待、いじめ、ＤＶについては、ひとまずガイドラインの対象外とする。今後、障害者差別解消法に基づく、国の「基本方針」や「対応指針」等においてどのように位置づけられるかを踏まえて、ガイドラインにおける取扱いを検討する。

1. 制度やサービスのあり方の見直し

ガイドラインとは別に、今後、国や関係機関等に対する働きかけ等によって対応する。

　（４）合理的配慮に係る留意事項

（ア）事業者が代替手段を提供する場合には、提供された代替手段が障がい者のニーズに応えるものかを慎重に判断する必要があるが、過度な負担なく、適切な代替手段が提供されることも望ましい合理的配慮と考えられる。

（イ）障がい者等からの意思表明がない場合にも、自主的に適切な配慮を行うことは、障害者差別解消法の趣旨に照らし望ましいことではあるが、合理的配慮は、障がい者の個々の事情と相手側との相互理解の中でできる限り提供されるべき性質のものであることから、障がい者自身が相手に、求める内容を具体的にわかりやすく伝えることも重要である。

（ウ）厳しい財政状況等の制約はあるが、民間事業者にも限界があるなかで、共生社会の実現に向けて、行政は代替手段等の提供に取り組んでいく必要がある。一方で、事業者側も、積極的に情報収集や理解に努めることが求められる。

（５）障がい理解に係る留意事項

（ア）事業者側が障がい理解を深め、障がい者への対応を学ぶことも重要であるが、それとともに、一緒にサービスを利用する他の利用者の障がい理解を深める取組みも必要である。

（イ）障がい者が、この社会で一緒に生活しているということについて、改めて広く啓発を進める必要がある。

（ウ）障がいに対する基本的な理解を進め、事業者の不安を解消していくこと、特に合理的配慮は非常に個別性の高いものであるため、障がい者と事業者が合理的配慮の内容を話し合っていくこと、障がい者自身も事業者に積極的に必要な配慮を伝えるように努めていくこと等が重要である。

（エ）望ましい合理的配慮を考えるためにも、障がいの種別ごとに、それぞれの特性や特徴についての理解を深める取組みを充実していく必要がある。

（６）個別の分野に係る留意事項

　　（ア）公共交通機関、公共的施設・サービス等分野

現時点では公共サービスには、府や市町村の行政サービスだけでなく、電気、ガス、水道等公共性の高いサービスも含まれると整理しているが、今後、国の対応方針・対応要領・事業分野ごとの指針や他自治体の条例等も踏まえて、当該分野の対象を検討していく必要がある。

　　　（イ）住宅分野

府としては、引き続き、障がい者が地域で安心して暮らせるように、入居の最終判断を行っている家主に対して、宅地建物取引業者を通じて、障がいがあることのみを理由に入居を拒否することは差別に当たること等を啓発していく必要がある。

　　　（ウ）情報・コミュニケーション分野

情報・コミュニケーションに係る事業者である放送、出版事業者等の事例が寄せられなかったこと、当該分野に分類した事例は分野を特定できなかったり、複数分野にまたがったりするものであったこと、情報・コミュニケーションは府民生活全般にわたる問題であり、分類した事例も他の分野における情報・コミュニケーションに係る差別事例と共通するものであること等を踏まえ、今後、当該分野の位置づけは整理する必要がある。

　　　（エ）教育分野

当該分野の特性を指摘する意見が多数あったことを踏まえると、ガイドラインを策定する上でも、相談、紛争の防止・解決の体制整備を図る上でも、障がいのある子どもと障がいのない子どもが共に教育を受けるというインクルシーブ教育の考え方を基に、広く教育関係者等の意見を聴きながら、より慎重かつ丁寧な対応が必要である。

市町村教育委員会を含め、学校の教職員がより一層障がいや障がい者に対する理解を深めることができるように、啓発・研修の取組みを充実していく必要がある。また、共に学ぶ観点から、障がいの特性を障がいのない子どもの保護者に理解してもらうような取組みも重要である。

教育の範囲は、幼稚園から大学まで幅広いものであるため、ガイドライン策定時にも、できる限り幅広い事例を記載するように努める必要がある。

　　　（オ）医療分野

医師会の倫理綱領にも沿った形で、医療関係者等の意見を広く聞いて、社会的にも、医療関係者にも受けいれられるガイドラインを作成する必要がある。

医療は人の生命に関わる専門的な分野であることから、何が差別に当たるのか、正当な理由とは何かについて、より慎重な判断が求められ、第三者的な立場での判断に際しても医療関係者の参画が必要である。

　　　（カ）雇用分野

　　　　　　府が策定するガイドラインや紛争解決の体制の対象とはせず、改正障害者雇用促進法での対応に委ねることが適当である。

　なお、ガイドラインの策定時期については、障害者差別解消法の施行は平成２８年４月であるが、事業者も含め府民に対し、十分な周知期間が必要であることから、関係事業者等との意見をより広く聞くことも踏まえた上で、平成２６年度内を目指すこととされたい。

また、ガイドラインの周知に当たっては、法の施行までにより多くの府民に差別解消に向けた取組みが浸透するように、例えば、わかりやすいリーフレットやパンフレットを作成・配布する、周知・啓発イベントを開催する等、予算の制約はあるが、できる限りの手段を使って、それに努められたい。

　最後に、ガイドラインの策定後は、相談事業における解釈事例を積み上げて、より細かな個別事例にも対応できるガイドラインにすることとあわせて、国の動向等を含め、今後の状況の変化等に応じて適切に見直しを行っていくことが必要である。